

## 税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 税務代理権限証書等について、依頼者等の押印を要しないこととする。(第1条の2、第16条、第四号様式、第八号様式～第十号様式関係)
- 2 この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。(附則関係)